

目次

食品規格・基準／清涼飲料水

以下は平成26年現在の情報です。

食品規格・基準／清涼飲料水

炭酸水を主原料とする調味飲料

規格	公衆衛生及び市政条例 第V部
1 規格の名称	存在しない
2 範囲	存在しない
3 説明	
4 必須組成及び品質要件	安全かつ食用に適していること（公衆衛生及び市政条例 第54条）
5 食品添加物	着色料、保存料、および甘味料について定められた規則に準拠していること。食品添加物の他の区分については、製造業者は使用された食品添加物が安全かつ食用に適していることを保証しなければならない（公衆衛生及び市政条例 第54条）。一般的に、コーデックス規格を参照することができる。
6 汚染物質	食品不純物混和（金属性汚染）規則および食品中有害物質規制に準拠すること
7 衛生	安全かつ食用に適していること（公衆衛生及び市政条例 第54条）
8 重量及び分量	公衆衛生及び市政条例、および度量衡条例の関連条項の下で、食品の数量、重量、または容量に関して定められた表示規則に準拠すること
9 表示	公衆衛生及び市政条例下で定められた表示規則に準拠すること
10 分析及びサンプリング	試験法に関する特定の規則は定められていない。AOACなどの国際基準を参照することができる。

非炭酸水を主原料とする調味飲料

規格	公衆衛生及び市政条例 第V部
1 規格の名称	存在しない
2 範囲	存在しない
3 説明	
4 必須組成及び品質要件	安全かつ食用に適していること（公衆衛生及び市政条例 第54条）
5 食品添加物	着色料、保存料、および甘味料について定められた規則に準拠していること。食品添加物の他の区分については、製造業者は使用された食品添加物が安全かつ食用に適していることを保証しなければならない（公衆衛生及び市政条例 第54条）。一般的に、コーデックス規格を参照することができる。

6	汚染物質	食品不純物混和（金属性汚染）規則および食品中有害物質規制に準拠すること
7	衛生	安全かつ食用に適していること（公衆衛生及び市政条例 第54条）
8	重量及び分量	公衆衛生及び市政条例、ならびに度量衡条例の関連条項の下で、食品の数量、重量、または容量に関して定められた表示規則に準拠すること
9	表示	公衆衛生及び市政条例下で定められた表示規則に準拠すること
10	分析及びサンプリング	試験法に関する特定の規則は定められていない。AOACなどの国際基準を参照することができる。

天然ミネラルウォーター

食品分類		天然ミネラルウォーター	
規格項目		香港	
		公衆衛生及び市政条例 第V部	業界指針
1	規格の名称	存在しない	食品中の微生物含有量に関する指針 （そのまま食べられる [ready-to-eat] 食品一般および特定食品について） 2014年8月（改正）
2	範囲	存在しない	そのまま食べられる食品一般および特定食品
3	説明		「天然ミネラルウォーター」は、特定の無機塩、微量元素、または他の成分の含有を特徴とする。天然ミネラルウォーターは天然のまたは掘削した地下水源から直接採取され、源泉の微生物学的清浄度および化学成分が保証されたものである。天然ミネラルウォーターはまた、湧出地点近傍で衛生的条件下で包装され、許可されたもの以外の処理を受けない（天然ミネラルウォーターに関するコーデックス規格 [Codex standard for Natural Mineral Water] に基づく）（CODEX STAN 108-1981、2011年改訂）
4	認可	必要なし	必要なし
5	必須組成及び品質要件	安全かつ食用に適していること （公衆衛生及び市政条例 第54条）	パラメータ n c M 大腸菌 5 0 250 mLにつきn.d. 大腸菌群 5 0 250 mLにつきn.d. 腸球菌 5 0 250 mLにつきn.d. 芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌 5 0 50 mLにつきn.d. 緑膿菌 5 0 250 mLにつきn.d. 「n」=基準を満たさなければならない試料数。「c」=2階級法における不良試料単位の最大許容数。「m」=2階級法において品質の良否を分ける微生物限度 n.d.=検出されない（not detected）
6	衛生	安全かつ食用に適していること （公衆衛生及び市政条例 第54条）	微生物 n c M 大腸菌 5 0 250 mLにつきn.d. 大腸菌群 5 0 250 mLにつきn.d. 腸球菌 5 0 250 mLにつきn.d. 芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌 5 0 50 mLにつきn.d. 緑膿菌 5 0 250 mLにつきn.d. 「n」=基準を満たさなければならない試料数。「c」=2階級法における不良試料単位の最大許容数。「m」=2階級法において品質の良否を分ける微生物限度 n.d.=検出されない
7	包装	本項に関連する特定の規則は存在しない	

9	表示	●公衆衛生及び市政条例下で定められた表示規則に準拠すること	
10	分析及びサンプリング	●試験法に関する特定の規則は定められていない。AOACなどの国際基準を参照することができる	<p>パラメータ 試験法*</p> <p>大腸菌 ISO 9308-1</p> <p>大腸菌群 ISO 9308-1</p> <p>腸球菌 ISO 7899-2</p> <p>芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌 ISO 6461-2</p> <p>緑膿菌 ISO 16266:2006</p> <p>*妥当性が適切に立証された場合には、同等の感度、再現性、および信頼性を有する他の試験法を採用してもよい</p>

瓶詰め／容器入り飲用水（天然ミネラルウォーターを除く）

食品分類		瓶詰め／容器入り飲用水（天然ミネラルウォーターを除く）	
規格項目		香港	
		公衆衛生及び 市政条例 第V部	業界指針
1	規格の名称	存在しない	食品中の微生物含有量に関する指針（そのまま食べられる食品一般および特定食品について） 2014年8月（改正）
2	範囲	存在しない	そのまま食べられる食品一般および特定食品
3	説明		瓶詰め水：天然ミネラルウォーターは含まない
4	必須組成及び品質要件	安全かつ食用に適していること（公衆衛生及び市政条例 第54条） 瓶詰め水の放射線学的側面については食品安全センター（Centre for Food Safety：CFS）による特別要件も存在する。CFSは瓶詰め／容器入り飲用水に対し、通常条件下において、コーデックスの「瓶詰め／容器入り飲用水（天然ミネラルウォーターを除く）に関する一般規格（General Standard for Bottled/Packaged Drinking Waters [Other Than Natural Mineral Water]）（CODEX STAN 227-2001）」に規定された放射線学的基準を採用している	大腸菌 100 mLにつきn.d. 大腸菌群 100 mLにつきn.d. 緑膿菌 250 mLにつきn.d. n.d. = 検出されない
6	衛生	安全かつ食用に適していること（公衆衛生及び市政条例 第54条） 注：瓶詰め水の放射線学的側面については食品安全センター（CFS）による特別要件も存在する。CFSは瓶詰め／容器入り飲用水に対し、通常条件下において、コーデックスの「瓶詰め／容器入り飲用水（天然ミネラルウォーターを除く）に関する一般規格（CODEX STAN 227-2001）」に規定された放射線学的基準を採用している	大腸菌 100 mLにつきn.d. 大腸菌群 100 mLにつきn.d. 緑膿菌 250 mLにつきn.d. n.d. = 検出されない
7	包装	本項に関連する特定の規則は存在しない	
9	表示	公衆衛生及び市政条例下で定められた表示規則に準拠すること	

1 0	分析及びサンプリング	試験法に関する特定の規則は定められていない。AOACなどの国際基準を参照することができる	微生物 試験法* 大腸菌 ISO 9308-1 大腸菌群 ISO 9308-1 緑膿菌 ISO 16266:2006 *妥当性が適切に立証された場合には、同等の感度、再現性、および信頼性を有する他の試験法を採用してもよい
--------	------------	--	--

果汁

規格		公衆衛生及び市政条例 第V部
1	規格の名称	存在しない
2	範囲	存在しない
3	説明	
4	必須組成及び品質要件	安全かつ食用に適していること（公衆衛生及び市政条例 第54条） 公衆衛生及び市政条例下の食品中の残留農薬に関する規則に準拠すること
5	食品添加物	着色料、保存料、および甘味料について定められた規則に準拠していること。食品添加物の他の区分については、製造業者は使用された食品添加物が安全かつ食用に適していることを保証しなければならない（公衆衛生及び市政条例 第54条）。一般的に、コーデックス規格を参照することができる。
6	汚染物質	食品不純物混和（金属性汚染）規則および食品中有害物質規制に準拠すること
7	衛生	安全かつ食用に適していること（公衆衛生及び市政条例 第54条） 公衆衛生及び市政条例下の食品中の残留農薬に関する規則に準拠すること
8	表示	公衆衛生及び市政条例下で定められた表示規則に準拠すること
9	最終消費者向け容器	本項に関する特定の規則は定められていない。
1 0	分析及びサンプリング	試験法に関する特定の規則は定められていない。AOACなどの国際基準を参照することができる。